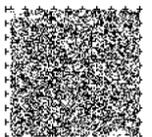
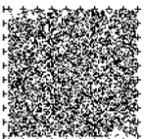


天理市第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

令和6年3月

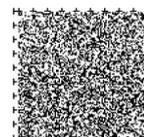
天 理 市



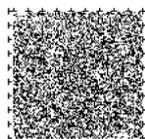


# 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 関係法令等の動向	3
(1) 国の動き	3
(2) 奈良県の動き	7
3 計画の位置づけ	8
(1) 計画の法的位置づけ	8
(2) 他計画との関連性	8
4 計画の期間	9
5 計画の基本方針	9
(1) 計画の基本理念とめざす将来像	9
(2) 障害福祉サービス等の基盤整備にあたっての基本的な考え方	10
第2章 障害のある人を取り巻く状況	11
1 人口等の推移	11
2 身体障害者手帳所持者数の推移	13
3 療育手帳所持者数の推移	15
4 精神障害者保健福祉手帳所持者等数の推移	16
5 障害支援区分認定者数の状況	17
6 サービス支給決定者数の状況	18
第3章 天理市障害福祉計画（第7期計画）	19
1 数値目標	19
(1) 福祉施設から地域生活への移行促進	19
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	20
(3) 地域生活支援の充実	21
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	22
(5) 相談支援体制の充実・強化等	24
(6) 障害福祉サービス等の質の向上	25
2 障害福祉サービスの見込み及び確保方策	26
(1) 訪問系サービス	26
(2) 日中活動系サービス	29
(3) 居住系サービス	35
(4) 相談支援	37



3	地域生活支援事業の見込み及び確保方策	39
(1)	必須事業	39
(2)	任意事業	43
第4章	天理市障害児福祉計画（第3期計画）	45
1	数値目標	45
(1)	障害児支援の提供体制の整備等	45
(2)	発達障害者等に対する支援等	46
2	障害のある子どもの支援の見込み及び確保方策	47
第5章	計画の推進に向けて	50
1	計画の推進体制	50
2	計画の点検・評価の方策	50
3	県・近隣自治体・事業所・地域との連携	51



## 1 計画の背景と趣旨

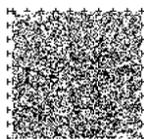
国では、平成 18 年の「障害者自立支援法」が施行されたことを契機として、障害者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 25 年施行）へと改められ、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備が進められることとなりました。障害者の範囲に、難病患者が加わって拡大されるとともに、施設入所から地域生活への移行や就労支援の強化を進め、障害のある人もない人も自分らしく暮らせる社会づくりが積極的にめざされるようになりました。これらを進めるため、「障害者優先調達推進法」の施行や「障害者雇用促進法」の改正が行われ、具体的な施策が充実してきています。

また、平成 23 年の「障害者基本法」の改正、平成 24 年の「障害者総合支援法」の成立、平成 25 年の「障害者差別解消法」の成立などを経て、平成 26 年に「障害者権利条約」を締結しましたが、国連の権利委員会による初めての審査が令和 4 年 8 月に行われ、懸念と勧告がまとめられました。勧告では、精神科病院での無期限の入院の禁止や、施設から地域生活への移行を目指す法的な枠組みづくり、障害のある子とない子がともに学ぶ「インクルーシブ教育」の確立のためにすべての障害のある生徒が個別支援を受けられるよう計画を立てるといった対応の必要性が指摘されました。



天理市（以下「本市」という。）では、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「天理市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「前期計画」という。）を令和3年3月に策定し、基本的理念である「ともに生きる社会の実現」「自立と社会参加の促進」及びめざす将来像である「ともに生き、一人ひとりが輝くまち」を実現するために、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

このたび、前期計画が令和5年度をもって終了することから、国・奈良県の動向や本市におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況等を踏まえ、障害福祉施策の充実に向け、令和9年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量などを定めた「天理市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。



## 2 関係法令等の動向

### (1) 国の動き

#### ■障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月に、この条約を批准しました。

#### ■障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年に「障害者基本法」の一部が改正され、障害のある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

#### ■障害者自立支援法の施行と改正

平成 18 年 4 月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障害のある人及び障害のある児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。

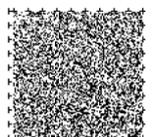
また、障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

さらに、平成 24 年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障害についても対象となることの明確化、相談支援の充実、障害児支援の強化等の改正が行われました。

#### ■児童福祉法等の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障害のある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の児童福祉法改正により、平成 30 年度から障害のある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画の策定が義務づけられました。



## ■障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、家庭や施設などで障害のある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務づけることなどが盛り込まれています。

## ■障害者総合支援法の施行と改正

平成 25 年 4 月に従来障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正・施行され、障害のある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

## ■障害者優先調達推進法の施行

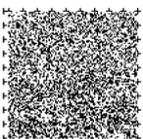
平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害のある人の自立の促進に資することとされています。

## ■障害者差別解消法の施行

障害のある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

## ■障害者雇用促進法の改正と施行

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障害のある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えることが規定されました。



## ■成年後見制度利用促進法の施行

平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年5月に施行されました。地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

## ■発達障害者支援法の改正

平成28年8月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

## ■読書バリアフリー法の施行

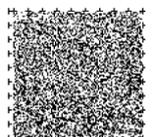
令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が公布、施行され、地域の図書館に「読書」の困難な障害のある人が利用しやすい資料、例えば点字図書や拡大図書、録音図書、電子データなどを充実させることや、そうした資料の作成の支援、図書データのダウンロードや利用に関する支援、端末機器の入手の支援、国会図書館と全国の図書館をネットワークでつなぐこと、利用しやすい電子書籍の販売の促進、人材の育成や関係者間の協議の場を設けることなどが規定されました。

## ■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部改正

令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」が公布されました。障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講じることなどが規定されました。

## ■医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の施行

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行されました。医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することなどが規定されました。

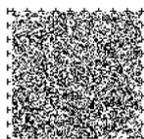


## ■障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行

令和4年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の公布・施行されました。すべての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することなどが規定されました。

## ■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正

令和4年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を可決（令和6年4月施行）されました。障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることなどが規定されました。



## (2) 奈良県の動き

### ■奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の施行

障害のある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりをめざし、平成28年4月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行されました。

### ■奈良県手話言語条例の施行

手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現をめざし、平成29年4月に「奈良県手話言語条例」が施行されました。

### ■奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例の施行

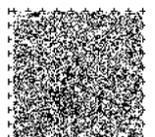
重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）が身近な地域において、生涯にわたり支援を受けられるよう、施策を総合的かつ計画的に推進することをめざし、令和3年4月に「奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例」が施行されました。

### ■奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例の施行

奈良県の地域福祉に関する基本的な考え方を示し、県民の困りごとの把握から適切な支援へとつなぐ仕組みを、県と市町村が連携及び協働して構築することをめざし、令和4年4月に「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」が施行されました。

### ■奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例の施行

障害のある人及びその家族等に寄り添い、つながり続けながら、切れ目のない支援を行う仕組みを奈良県や市町村、関係機関等が連携して構築することにより、障害のある人が生涯にわたり、地域社会において人々と関わり合いながら、自らの意思に基づいて自分の生き方を決定し、自分らしく豊かに生きる社会の実現をめざし、令和5年4月に「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」が施行されました。



### 3 計画の位置づけ

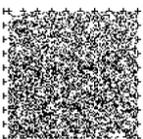
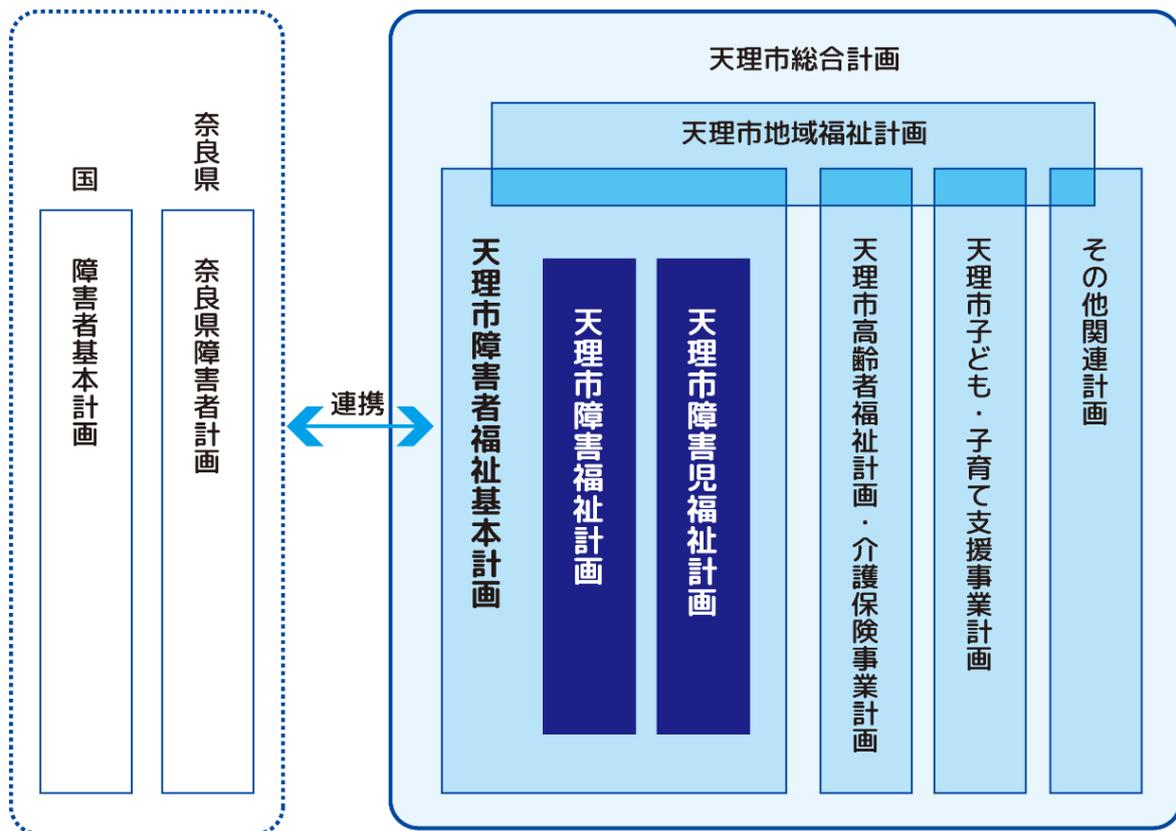
#### (1) 計画の法的位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定したものであり、計画の最終年度である令和 9 年度の目標及び障害福祉サービス等の見込みについて定めたものです。

#### (2) 他計画との関連性

本計画は、「天理市障害者福祉基本計画」を上位計画とし、基本理念を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

また、両計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「天理市総合計画」の分野別計画として、障害のある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

また、国の動向にともない計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更があった場合は、適時見直しを行います。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第6次天理市総合計画			10年間									
天理市第3次障害者福祉基本計画	10年間											
天理市第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画							4年間					

## 5 計画の基本方針

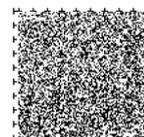
### (1) 計画の基本理念とめざす将来像

本市では、平成30年3月策定の「天理市障害者まほろば計画（天理市第3次障害者福祉基本計画）」において、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「ユニバーサルデザイン」の3つの考え方を基本理念とし、将来像を「ともに生き、一人ひとりが輝くまち」としています。

この計画においては、「天理市障害者まほろば計画」の基本理念を踏まえるとともに、「障害者総合支援法」がめざす「地域社会における共生の実現」の考え方も踏まえ、基本理念を次のように設定します。

<b>基本理念1</b> ともに生きる社会の実現	障害のあるすべての人が、社会を構成する一員として排除されることなく、基本的人権の尊重とかけがえのない個人としての尊厳が確保される共生社会の実現をめざします。
<b>基本理念2</b> 自立と社会参加の促進	障害のあるすべての人が、一人ひとりの状態等に応じて適切なサービスや意思疎通の手段等を利用しながら、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される社会の実現をめざします。

また、めざす将来像については、「天理市障害者まほろば計画」の「ともに生き、一人ひとりが輝くまち」とします。



## (2) 障害福祉サービス等の基盤整備にあたっての基本的な考え方

障害福祉サービス等の基盤整備にあたっては、国の基本的な考え方を踏まえ、次の点に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

### ○訪問系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、必要なサービスを保障します。

### ○日中活動系サービスを保障

障害のある人に適切な日中活動系サービスを保障します。

### ○グループホーム等の充実により施設や病院からの地域移行を推進

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

### ○福祉施設から一般就労への移行等推進

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

### ○障害のある子どもへの支援の強化

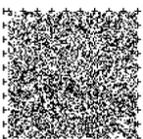
障害のある子どもに関する相談や通所・入所サービス等の基盤整備を図ります。

### ○サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築

障害のある人等、とりわけ重度障害のある人等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

### ○天理市自立支援協議会の効果的な運営

障害のある人の施設や病院からの地域移行や一般就労の促進を図るためには、行政をはじめ、事業者、企業等が協力・連携し、支援する仕組みが重要であり、その機能の一端を担う天理市自立支援協議会の効果的な運営を図ります。



## 第2章

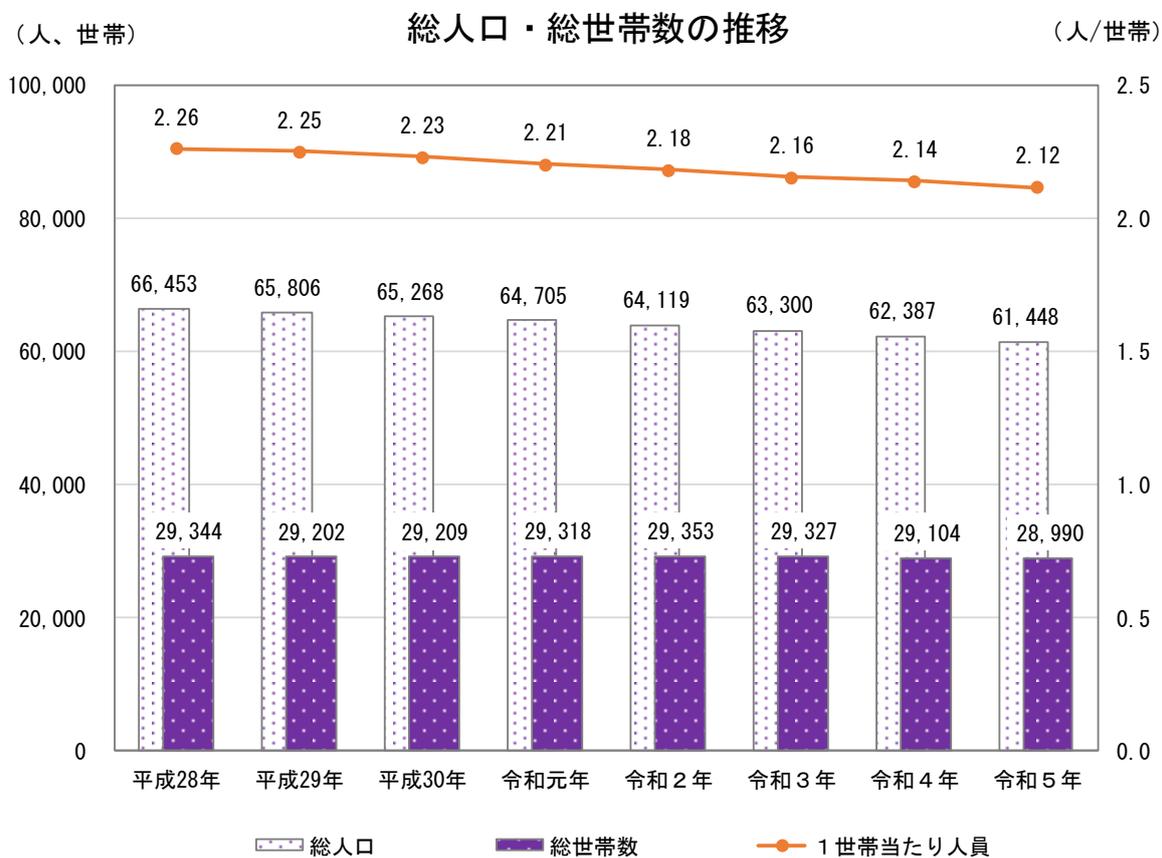
# 障害のある人を取り巻く状況

## 1 人口等の推移

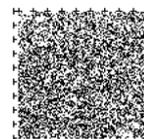
本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和5年3月末現在で61,448人となっています。

また、総世帯数は増加傾向で推移していましたが、令和2年以降は減少に転じており、令和5年3月末現在で28,990世帯となっております。

さらに、1世帯当たり人員は減少傾向で推移しており、令和5年3月末現在で2.12人と、世帯規模の縮小が進んでいます。

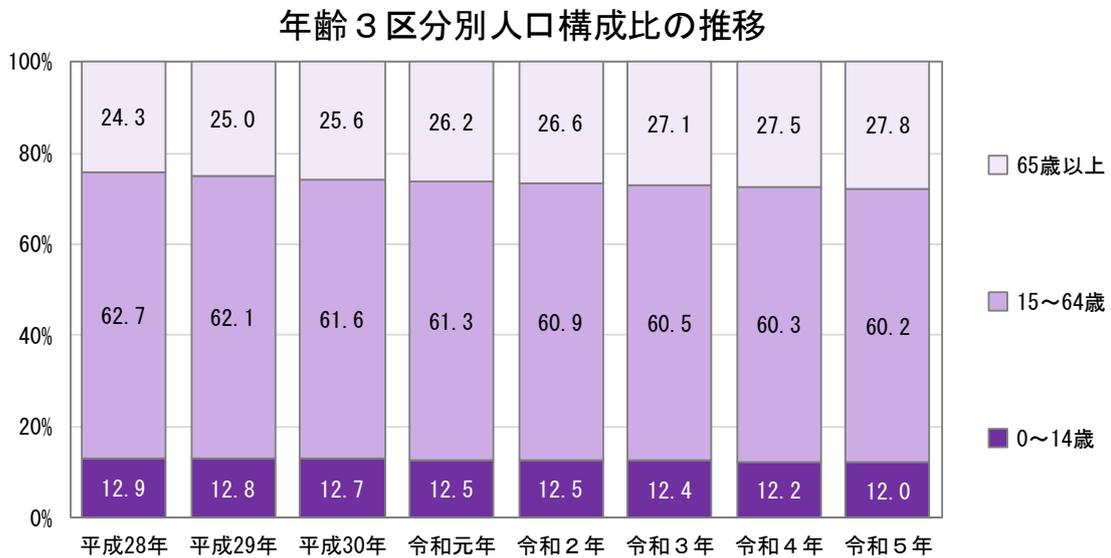
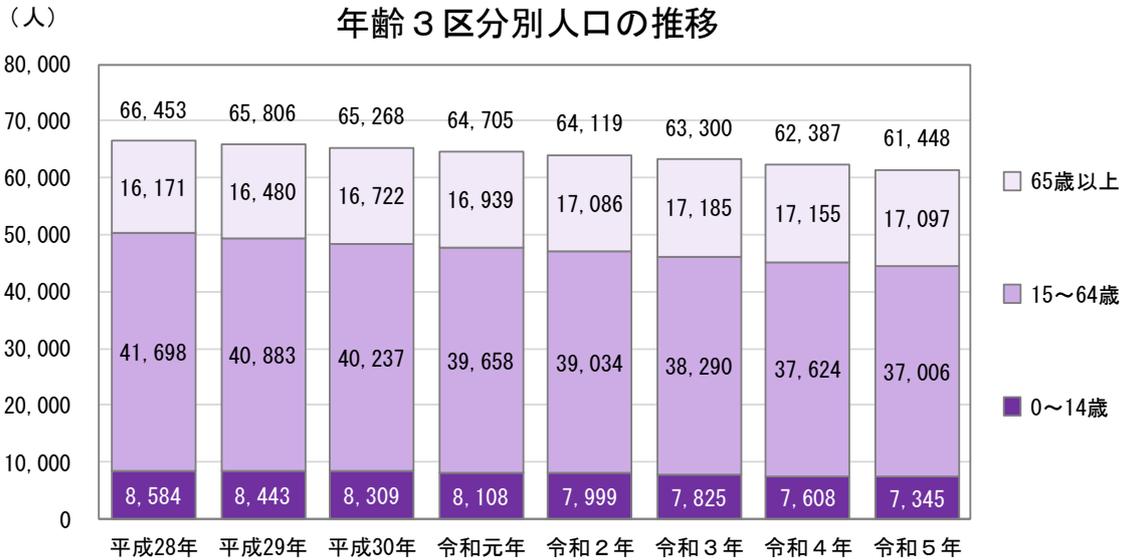


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

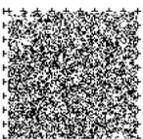


本市の人口を年齢3区分別で見ると、総人口は減少傾向の中、65歳以上の人口は増加傾向で推移していましたが、令和3年以降は減少に転じており、令和5年3月末現在で17,097人となっています。

また、人口構成比を3区分別で見ると、65歳以上の人口は減少に転じていますが、65歳以上の構成比は増加傾向を維持しており、令和5年3月末現在の高齢化率(総人口における65歳以上の割合)は27.8%となっています。



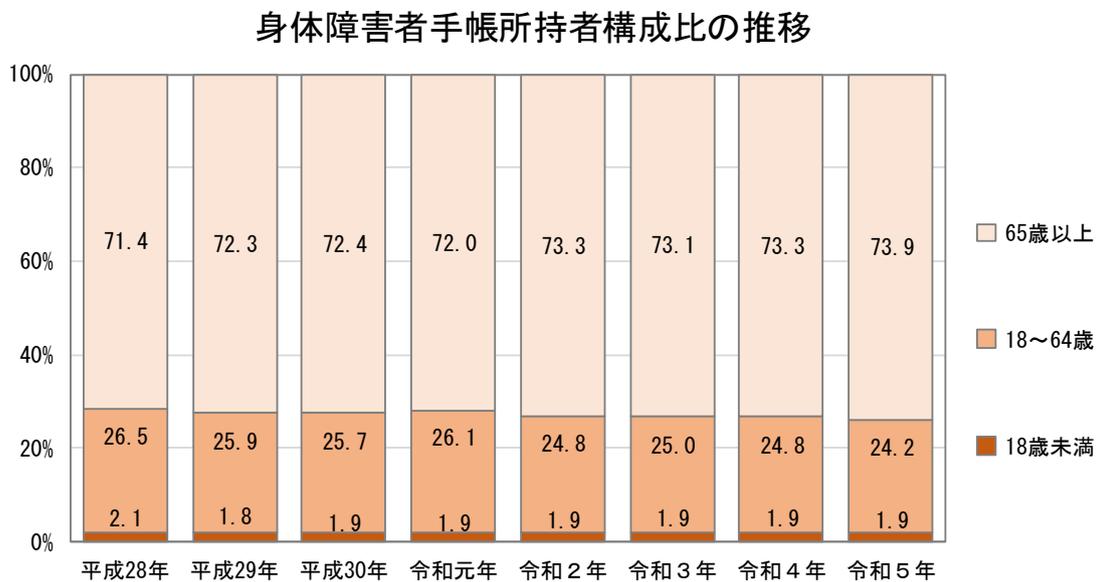
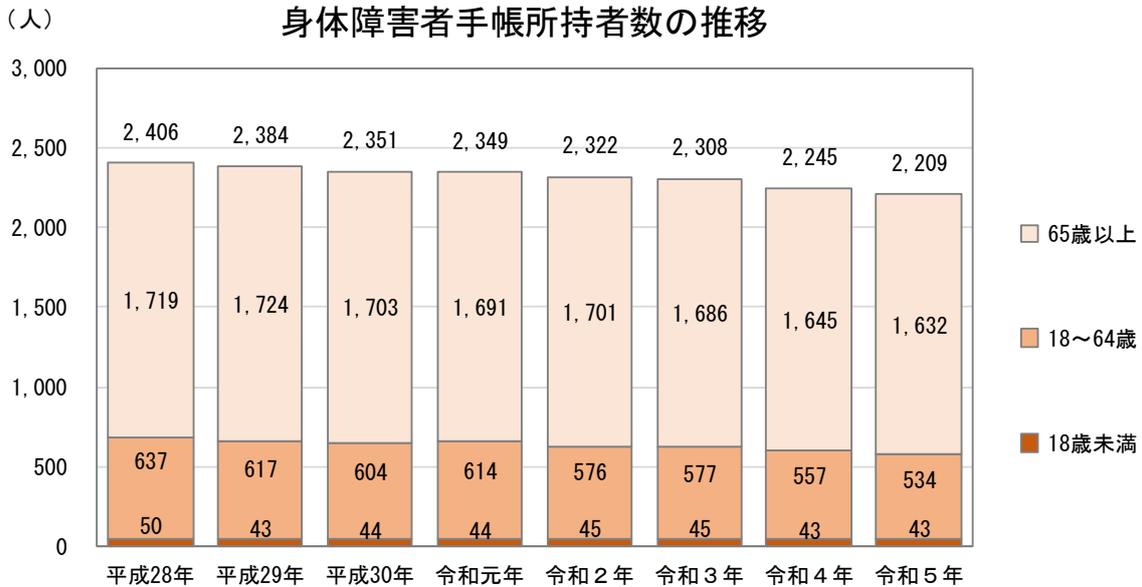
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）



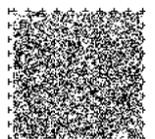
## 2

# 身体障害者手帳所持者数の推移

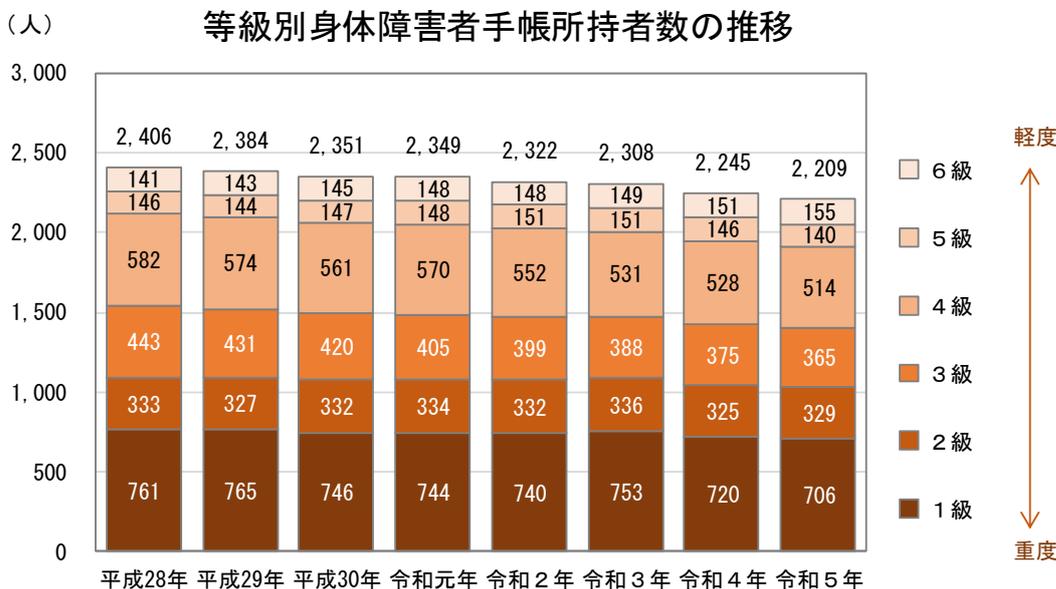
身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、令和5年3月末現在で、18歳未満が43人(1.9%)、18～64歳が534人(24.2%)、65歳以上が1,632人(73.9%)で、合計2,209人となっており、65歳以上の割合が増加傾向となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）



また、身体障害者手帳所持者数を障害の等級別でみると、令和5年3月末現在で、1級が706人、2級が329人、3級が365人、4級が514人、5級が140人、6級が155人で、1級が最も多くなっています。

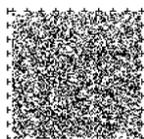


資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

さらに、身体障害者手帳所持者数を障害部位別でみると、令和5年3月末現在で、視覚障害が156人、聴覚・平衡機能障害が154人、音声・言語・そしゃく機能障害が22人、肢体不自由が1,147人、内部障害が730人で、肢体不自由が最も多くなっています。



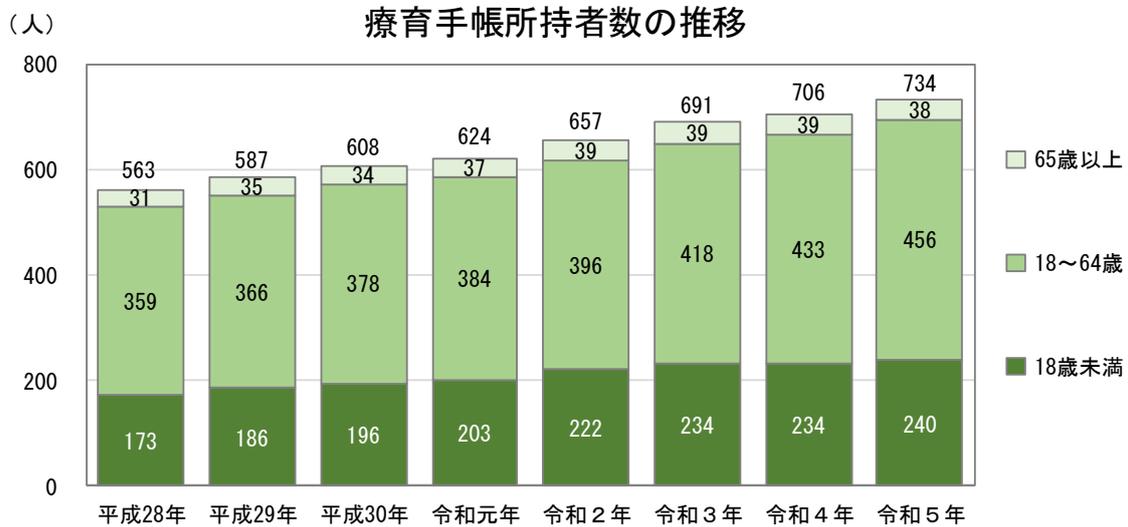
資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）



### 3

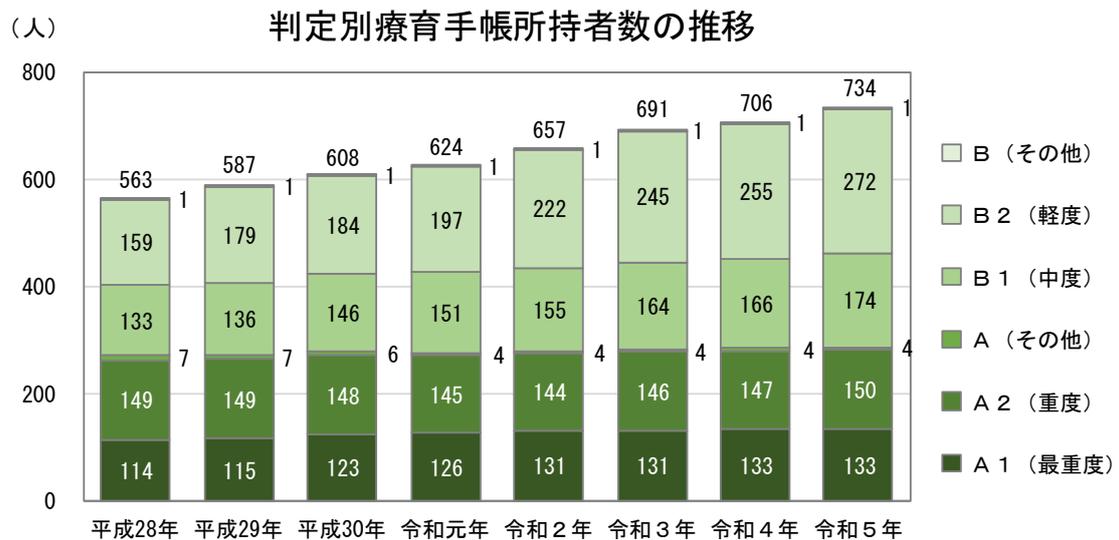
## 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で、18歳未満が240人、18～64歳が456人、65歳以上が38人で、合計734人となっています。

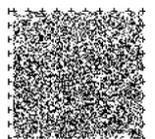


資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

また、療育手帳所持者数を判定別で見ると、令和5年3月末現在で、A1（最重度）が133人、A2（重度）が150人、A（その他）が4人、B1（中度）が174人、B2（軽度）が272人、B（その他）が1人と、Aが合計で287人、Bが合計で447人となっています。



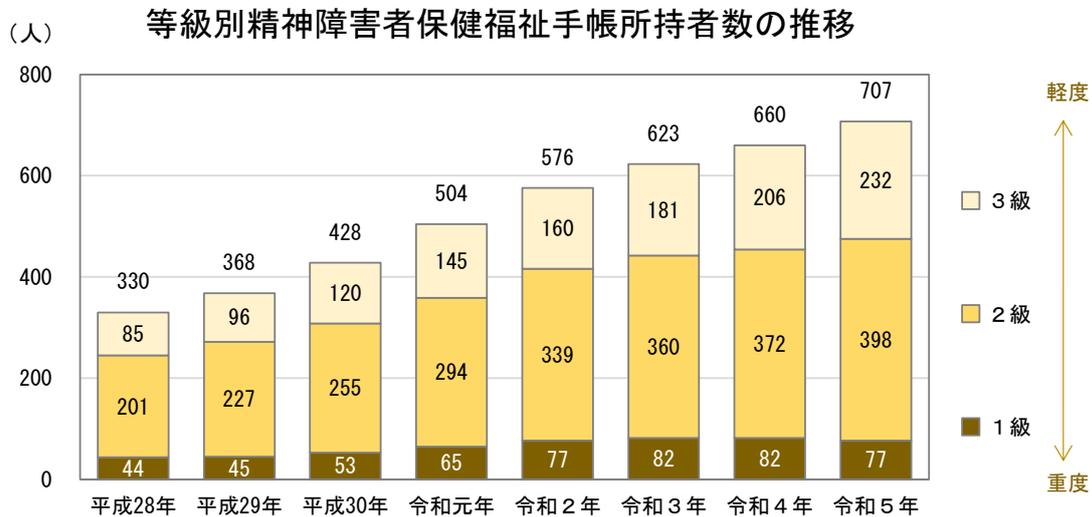
資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）



# 4

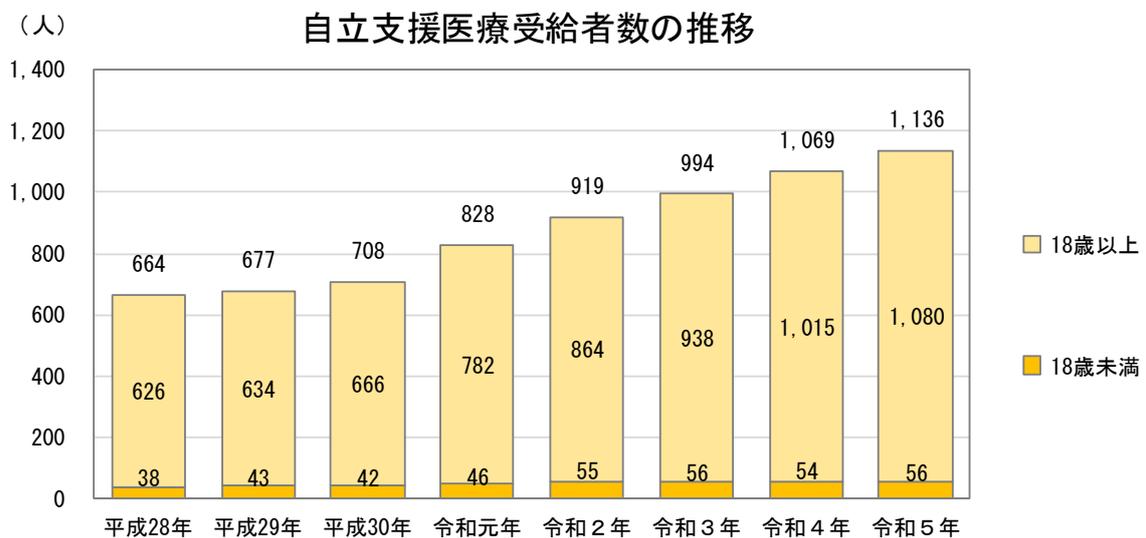
## 精神障害者保健福祉手帳所持者等数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で、1級が77人、2級が398人、3級が232人で、合計707人となっています。

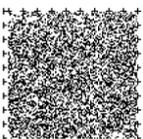


資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者数は増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で1,136人となっています。



資料：社会福祉課調べ（各年3月末現在）



## 5 障害支援区分認定者数の状況

障害支援区分認定者数は増加傾向で推移しており、令和5年10月には419人となっています。

(単位：人)

令和2年10月現在	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	0	0	15	20	24	55	114
知的障害者	0	7	28	45	54	87	221
精神障害者	0	12	16	18	9	5	60
合計	0	19	59	83	87	147	395

(単位：人)

令和3年10月現在	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	0	2	12	20	26	62	122
知的障害者	0	7	26	41	54	92	220
精神障害者	0	14	15	13	8	5	55
合計	0	23	53	74	88	159	397

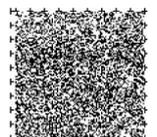
(単位：人)

令和4年10月現在	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	0	1	13	17	26	56	113
知的障害者	0	8	32	40	60	94	234
精神障害者	0	16	16	13	7	6	58
合計	0	25	61	70	93	156	405

(単位：人)

令和5年10月現在	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害者	0	2	12	16	19	58	107
知的障害者	0	8	34	44	61	94	241
精神障害者	1	21	23	11	8	7	71
合計	1	31	69	71	88	159	419

資料：社会福祉課調べ



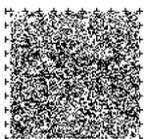
## 6 サービス支給決定者数の状況

サービス支給決定者数は増加傾向で推移しており、平成31年4月の1,235人が令和5年4月には1,605人と、4年間で370人の増加となっています。

(単位：人)

サービス名	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月
訪問系	262	266	282	286	308
居宅介護	183	184	190	190	211
重度訪問介護	1	2	4	6	5
同行援護	22	22	24	22	22
行動援護	56	58	64	68	70
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
日中活動系	530	562	606	629	673
生活介護	227	235	241	241	251
自立訓練（機能訓練）	1	0	0	1	1
自立訓練（生活訓練）	11	13	8	12	17
宿泊型自立訓練	0	0	1	0	0
就労移行支援	13	12	10	14	16
就労継続支援（A型）	52	48	55	62	70
就労継続支援（B型）	71	88	121	130	137
短期入所	142	152	156	154	165
療養介護	13	14	14	15	16
居住系	123	129	131	136	145
共同生活援助	52	59	61	64	76
施設入所支援	71	70	70	72	69
障害児サービス	320	340	367	435	479
児童発達支援	95	90	106	127	127
医療型児童発達支援	1	0	0	0	0
放課後等デイサービス	224	250	260	301	344
保育所等訪問支援	0	0	1	3	5
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	4	3
総数	1,235	1,297	1,386	1,486	1,605

資料：社会福祉課調べ



1 数値目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進



国の基本指針

- 地域移行者数：令和8年度末までに、令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和8年度末までに、令和4年度末の5%以上削減



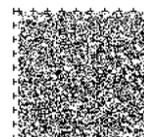
天理市の目標設定における考え方

項目	令和4年度末 【基準値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】	令和9年度末 【目標値】
施設入所者の地域移行 (累計値)		1人	3人	5人	6人
施設入所者数	69人	66人	65人	65人	64人
地域生活移行率		1.4%	4.3%	7.2%	8.7%
入所者数削減率		4.3%	5.8%	5.8%	7.2%



目標達成に向けた取組

施設入所者及び家族等の意向を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者について、施設・家族等との調整を取りながらサービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。



## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



### 国の基本指針

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、精神障害者の支援に関する協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定すること



### 天理市の目標設定における考え方

#### ●保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目	令和4年度 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	令和9年度 【目標値】
開催回数	0回	12回	12回	12回	12回
関係者参加人数	0人	10人	10人	10人	10人
年間目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回	1回

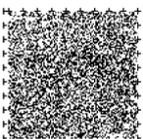
#### ●精神障害のある人の地域移行

項目	令和4年度 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	令和9年度 【目標値】
精神障害のある人の地域移行支援	0人	1人	1人	2人	2人
精神障害のある人の地域定着支援	0人	1人	1人	2人	2人
精神障害のある人の共同生活援助	11人	17人	17人	18人	18人
精神障害のある人の自立生活援助	0人	1人	1人	2人	2人



### 目標達成に向けた取組

精神障害のある人を取り巻く医療機関等の各機関との連携を深めながら必要な支援体制の検討を行っていきます。



### (3) 地域生活支援の充実



#### 国の基本指針

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討すること
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること



#### 天理市の目標設定における考え方

##### ●地域生活支援拠点等

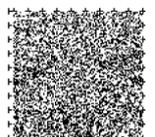
項目	令和4年度 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	令和9年度 【目標値】
地域生活支援拠点等の整備	無	有	有	有	有
コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築	コーディネーターの配置	無	有	有	有
	構築	無	有	有	有
機能の充実に向けての運用状況の検証・検討の実施	無	有	有	有	有



#### 目標達成に向けた取組

本市では、サービスを提供する事業所が連携しながら、障害のある人の生活を地域全体で支える体制（面的整備型）として、令和5年度に地域生活支援拠点等を整備しました。今後は、地域生活支援拠点等が整備された後も地域のニーズや課題に对应しているか、機能の水準や充足状況は十分であるか等について、継続的に検証及び検討を行うことで、障害のある人やその家族等の生活を地域全体で支える役割を担っていきます。

また、強度行動障害のある人の支援について、市内の障害福祉サービス事業所の協働による事例研究や取り組みの報告を通じ、支援ニーズの把握や意思決定の支援に配慮した支援体制の整備を進めます。



## (4) 福祉施設から一般就労への移行等



### 国の基本指針

- 一般就労への移行者数：令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合：令和8年度中に就労移行支援事業所の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
- 令和8年度の就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上



### 天理市の目標設定における考え方

#### ●就労移行支援事業等を通じた福祉施設から一般就労への移行者数

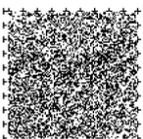
項目	令和3年度末 【実績値】	令和4年度末 【実績値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】	令和9年度末 【目標値】
一般就労への移行者数	6人	10人	10人	10人	10人	10人
うち就労移行支援事業利用者	1人	3人	3人	3人	3人	3人
うち就労継続支援A型利用者	3人	3人	3人	3人	3人	3人
うち就労継続支援B型利用者	2人	4人	4人	4人	4人	4人

#### ●就労移行支援事業所ごとの実績の確保・向上

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】	令和9年度末 【目標値】
就労移行支援事業所数【A】	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所【B】	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所	1事業所
割合【B/A】	0%	0%	0%	50%	50%

#### ●就労定着支援事業の利用者数

項目	令和3年度末 【実績値】	令和4年度末 【実績値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】	令和9年度末 【目標値】
就労定着支援事業の利用者数	2人	2人	2人	2人	3人	3人



●事業所ごとの就労定着率

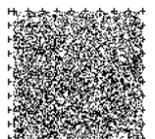
項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】	令和9年度末 【目標値】
就労定着支援事業所数【A】	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
就労定着率（過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）が7割以上の事業所数【B】	0事業所	0事業所	0事業所	1事業所	1事業所
割合【B/A】	0%	0%	0%	50%	50%



目標達成に向けた取組

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、市等における相互の連携強化を図り、障害のある人の就労支援・定着支援に取り組めます。

また、自立支援協議会就労部会の中で問題提起や情報共有を行うなど、関係機関の連携強化を図ります。



## (5) 相談支援体制の充実・強化等



### 国の基本指針

- 令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善



### 天理市の目標設定における考え方

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】	令和9年度末 【目標値】
基幹相談支援センターの設置	無	無	無	設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	無	無	無	確保	確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	有	有	有	有	有
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	2回	2回	2回	2回	2回
参加事業者・機関数	9事業所	13事業所	13事業所	13事業所	13事業所
協議会の専門部会の設置数	2部会	2部会	2部会	2部会	2部会
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	9回	9回	9回	9回	9回

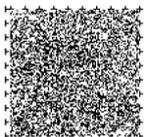


### 目標達成に向けた取組

相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置し、総合的かつ専門的な相談支援や、地域の相談支援事業所に対する指導や助言等を実施していきます。

また、障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な支援を行えるように、相談支援事業所の周知を行い、利用促進を図るとともに、市と相談支援事業所あるいは相談支援事業所同士の連携を密にして情報を共有するなど、相談支援体制の強化を図ります。

さらに、個別事例を通じて地域課題の抽出や把握を行い、天理市自立支援協議会等において情報の共有を図りながら、地域の社会資源の基盤の開発や改善につなげる仕組みを構築します。



## (6) 障害福祉サービス等の質の向上



### 国の基本指針

○令和8年度末までに、各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築



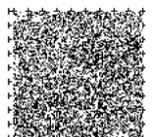
### 天理市の目標設定における考え方

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】	令和9年度末 【目標値】
サービスの質の向上を図るための体制構築	有	有	有	有	有
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数	2人	2人	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無	無	無	無	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有の実施回数	0回	0回	0回	1回	1回
指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無	有	有	有	有	有
指定障害福祉サービス事業者および指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係自治体との共有回数	3回	3回	3回	3回	3回



### 目標達成に向けた取組

障害のある人が安心して暮らしていけるよう、個々の障害に応じて、障害福祉サービスの質的向上を図りながら、障害の種別や程度に応じて適切なサービスの提供を図ります。



## 2 障害福祉サービスの見込み及び確保方策

### (1) 訪問系サービス

#### ①居宅介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
総利用時間	見込量	時間/月	2,987	3,015	3,044	3,345	3,456	3,567	3,677
	実績値	時間/月	3,698	3,124	3,206				
	達成率	%	123.8	103.6	105.3				
実利用者	見込量	人/月	137	138	140	151	156	161	166
	実績値	人/月	144	141	146				
	達成率	%	105.1	102.2	104.3				
年度末の市内の事業所数	箇所	26	31	32	32	32	32	32	

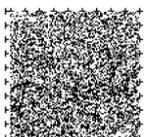
※令和5年度は実績見込み

#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人及び重度の知的障害のある人、重度の精神障害のある人を対象に、自宅で入浴、排泄、食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
総利用時間	見込量	時間/月	581	581	581	700	700	700	700
	実績値	時間/月	784	856	700				
	達成率	%	134.9	147.3	120.5				
実利用者	見込量	人/月	3	3	3	4	4	4	4
	実績値	人/月	4	4	4				
	達成率	%	133.3	133.3	133.3				
年度末の市内の事業所数	箇所	24	28	29	29	29	29	29	

※令和5年度は実績見込み



### ③同行援護

重度の視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出時において移動に必要な情報提供や移動の援護等を行うサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
総利用時間	見込量	時間/月	237	237	237	341	378	423	477
	実績値	時間/月	194	284	318				
	達成率	%	81.9	119.8	134.2				
実利用者	見込量	人/月	15	15	15	18	20	23	26
	実績値	人/月	13	15	17				
	達成率	%	86.7	100.0	113.3				
年度末の市内の事業所数	箇所	7	9	9	9	9	9	9	

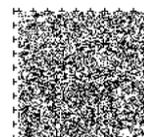
※令和5年度は実績見込み

### ④行動援護

知的障害や精神障害により、行動するときに常時介護を必要とする人に、危険回避のために必要な支援や外出支援を行うサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
総利用時間	見込量	時間/月	1,010	1,010	1,010	1,089	1,131	1,182	1,242
	実績値	時間/月	1,031	1,026	1,009				
	達成率	%	102.1	101.6	99.9				
実利用者	見込量	人/月	40	40	40	48	50	52	55
	実績値	人/月	43	45	46				
	達成率	%	107.5	112.5	115.0				
年度末の市内の事業所数	箇所	7	11	13	13	13	13	13	

※令和5年度は実績見込み



## ⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等の複数サービスを包括的に行うサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
総利用時間	見込量	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間/月	0	0	0				
	達成率	%	0	0	0				
実利用者	見込量	人/月	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0				
	達成率	%	0	0	0				
年度末の市内の事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0	0	

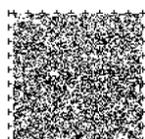
※令和5年度は実績見込み



### 訪問系サービスの見込量に対する確保方策

障害のある人のニーズを的確に把握しながら、相談支援・情報提供の充実により、市内事業所だけでなく近隣市の事業所も含め、必要なサービス量の確保に努めるとともに、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を図ります。

また、介護保険サービス事業所による障害福祉サービスへの参入促進など、様々な事業主体によるサービス提供体制の充実を図ります。



## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

常に介護を必要とする人に、施設内で昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
延利用者	見込量	人日/月	4,544	4,658	4,772	4,514	4,581	4,651	4,723
	実績値	人日/月	4,405	4,386	4,476				
	達成率	%	96.9	94.2	93.8				
実利用者	見込量	人/月	234	240	246	235	239	242	246
	実績値	人/月	229	228	232				
	達成率	%	97.9	95.0	94.3				
年度末の市内の事業所数	箇所	12	13	11	11	11	11	11	

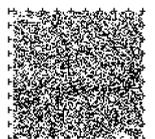
※令和5年度は実績見込み

### ②自立訓練（機能訓練）

身体障害のある人を対象とし、自立した日常生活及び社会生活ができるように一定期間、身体機能及び生活能力の向上のための訓練を行うサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
延利用者	見込量	人日/月	23	23	23	19	19	19	19
	実績値	人日/月	20	19	19				
	達成率	%	52.2	82.6	82.6				
実利用者	見込量	人/月	1	1	1	1	1	1	1
	実績値	人/月	1	1	1				
	達成率	%	100.0	100.0	100.0				
年度末の市内の事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0	0	

※令和5年度は実績見込み



### ③自立訓練（生活訓練）

知的障害のある人、精神障害のある人を対象とし、自立した日常生活及び社会生活ができるように一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
延利用者	見込量	人日/月	114	114	114	178	197	215	234
	実績値	人日/月	70	112	172				
	達成率	%	61.4	98.2	150.9				
実利用者	見込量	人/月	11	11	11	19	21	23	25
	実績値	人/月	8	12	17				
	達成率	%	72.7	109.1	154.5				
年度末の市内の事業所数		箇所	2	1	1	1	1	1	1

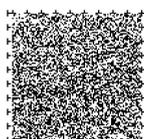
※令和5年度は実績見込み

### ④宿泊型自立訓練

知的障害のある人、精神障害のある人を対象とし、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言などの必要な支援を行うサービスです。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
延利用者	見込量	人日/月	30	30	30	30	30	30	30
	実績値	人日/月	30	0	0				
	達成率	%	100.0	0.0	0.0				
実利用者	見込量	人/月	1	1	1	1	1	1	1
	実績値	人/月	1	0	0				
	達成率	%	100.0	0.0	0.0				
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み



## ⑤就労選択支援

就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障害福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。

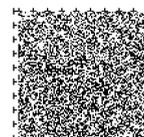
項目		単位	第7期計画期間			
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実利用者	見込量	人/月	-	1	2	3
年度末の市内の事業所数		箇所	-	1	1	1

## ⑥就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を提供するサービスです。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
延利用者	見込量	人日/月	179	187	195	311	346	380	415
	実績値	人日/月	224	239	286				
	達成率	%	125.1	127.8	146.7				
実利用者	見込量	人/月	11	11	12	18	20	22	24
	実績値	人/月	12	14	16				
	達成率	%	109.1	127.3	133.3				
年度末の市内の事業所数		箇所	1	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込み



## ⑦就労継続支援A型

一般企業への就労が困難な障害のある人に、事業所における雇用契約のもと、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を行うサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
延利用者	見込量	人日/月	956	956	956	1,315	1,375	1,435	1,495
	実績値	人日/月	1,082	1,194	1,239				
	達成率	%	113.2	124.9	129.6				
実利用者	見込量	人/月	48	48	48	66	69	72	75
	実績値	人/月	55	60	63				
	達成率	%	114.6	125.0	131.3				
年度末の市内の事業所数		箇所	2	2	3	3	3	3	3

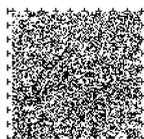
※令和5年度は実績見込み

## ⑧就労継続支援B型

一般企業への就労が困難な障害のある人等の働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
延利用者	見込量	人日/月	1,752	1,981	2,210	2,086	2,165	2,245	2,325
	実績値	人日/月	1,823	1,887	2,042				
	達成率	%	104.1	95.3	92.4				
実利用者	見込量	人/月	105	119	133	131	136	141	146
	実績値	人/月	115	119	126				
	達成率	%	109.5	100.0	94.7				
年度末の市内の事業所数		箇所	9	10	11	11	11	11	11

※令和5年度は実績見込み



## ⑨就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整や、それにとりまなう課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実利用者	見込量	人/月	4	5	7	2	2	3	3
	実績値	人/月	2	2	2				
	達成率	%	50.0	40.0	28.6				
年度末の市内の事業所数		箇所	1	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込み

## ⑩療養介護

医療と常時介護を必要とする障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービスです。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実利用者	見込量	人/月	15	16	17	15	15	15	15
	実績値	人/月	14	15	15				
	達成率	%	93.3	93.8	88.2				
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み



## ⑪短期入所（福祉型）

居家で介護する人が病気の場合などに、障害支援区分が区分1以上の障害のある人等が、短期間施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を受けることができるサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
延利用者	見込量	人日/月	269	269	269	366	384	402	419
	実績値	人日/月	307	326	335				
	達成率	%	114.1	121.2	124.5				
実利用者	見込量	人/月	45	45	45	62	65	68	71
	実績値	人/月	53	55	59				
	達成率	%	117.8	122.2	131.1				
年度末の市内の事業所数		箇所	11	9	9	9	9	9	9

※令和5年度は実績見込み

## ⑫短期入所（医療型）

居家で介護する人が病気の場合などに、重症心身障害児者等が、短期間施設に入所し、入浴、排泄、食事の介護等を受けることができるサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
延利用者	見込量	人日/月	31	31	31	20	20	20	20
	実績値	人日/月	19	15	20				
	達成率	%	61.3	48.4	71.0				
実利用者	見込量	人/月	5	5	5	4	4	4	4
	実績値	人/月	3	3	4				
	達成率	%	60.0	60.0	80.0				
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み



### 日中活動系サービスの見込量に対する確保方策

障害のある人のニーズを的確に把握しながら、相談支援・情報提供の充実により、市内事業所だけでなく近隣市の事業所も含め、必要なサービス量の確保に努めるとともに、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を図ります。

また、介護保険サービス事業所による障害福祉サービスへの参入促進など、様々な事業主体によるサービス提供体制の充実を図ります。

### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行うサービスです。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
延利用者	見込量	人日/月	15	15	15	15	15	15	15
	実績値	人日/月	0	0	0				
	達成率	%	0.0	0.0	0.0				
実利用者	見込量	人/月	3	3	3	3	3	3	3
	実績値	人/月	0	0	0				
	達成率	%	0.0	0.0	0.0				
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0	0

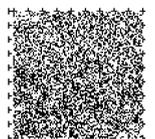
※令和5年度は実績見込み

#### ② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実利用者	見込量	人/月	64	69	74	81	86	91	96
	実績値	人/月	60	67	76				
	達成率	%	93.8	97.1	102.7				
年度末の市内の事業所数		箇所	8	8	8	8	8	8	8

※令和5年度は実績見込み



### ③施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行うサービスです。

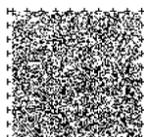
項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
実利用者	見込量	人/月	70	69	68	66	65	65	64
	実績値	人/月	70	69	66				
	達成率	%	100.0	100.0	97.1				
年度末の市内の事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1	1	

※令和5年度は実績見込み



#### 居住系サービスの見込量に対する確保方策

グループホームについては、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行の受け皿や親亡き後も障害のある人が地域で暮らし続けるための受け皿になることが期待されることから、地域の理解を深めながら、新規事業者の参入を図るとともに、生活の場の確保に努めます。



## (4) 相談支援

### ①計画相談支援

市町村が指定する「指定特定相談支援事業者」が障害福祉サービスの利用に向けた連絡調整、利用計画の作成等を行うサービスです。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実利用者	見込量	人/月	67	75	82	100	108	116	124
	実績値	人/月	69	81	92				
	達成率	%	103.0	108.0	112.2				
年度末の市内の事業所数		箇所	9	10	10	10	10	10	10

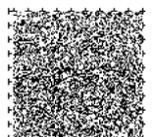
※令和5年度は実績見込み

### ②地域移行支援

施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、都道府県が指定する「指定一般相談支援事業者」が居住の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うサービスです。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実利用者	見込量	人/月	1	1	2	1	1	2	2
	実績値	人/月	0	0	0				
	達成率	%	0.0	0.0	0.0				
年度末の市内の事業所数		箇所	2	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込み



### ③地域定着支援

「指定一般相談支援事業者」が、居宅で一人暮らしの障害のある人等に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うサービスです。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
実利用者	見込量	人/月	1	1	1	1	1	2	2
	実績値	人/月	0	0	0				
	達成率	%	0.0	0.0	0.0				
年度末の市内の事業所数	箇所	2	2	2	2	2	2	2	

※令和5年度は実績見込み

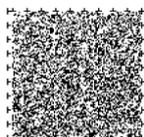


#### 相談支援の見込量に対する確保方策

計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう、サービス提供体制の機能の強化に努めるとともに、計画相談支援が必要な人を把握します。

また、地域生活への移行後、地域で安心して生活できるよう、サービスの内容について周知を行い、サービスの利用促進に努めます。

さらに、奈良県と連携しながら、相談支援従事者研修の受講を促進することで、相談支援専門員の育成及び確保に努めます。



### 3 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

#### (1) 必須事業

##### ①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を行う上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベント等の開催、啓発活動などを行う事業です。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有	有

##### ②自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有	有

##### ③相談支援事業

###### ア) 基幹相談支援センター等機能強化事業

市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施見込箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1	1

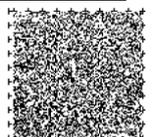
※令和5年度は実績見込み

###### イ) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の地域生活の支援を図ります。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施見込箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1	1

※令和5年度は実績見込み



#### ④成年後見制度利用支援事業

知的障害または精神障害があり、市長が審判の請求が必要と認める人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）、後見人等の報酬（全部または一部）を助成する事業です。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施見込者数	人/年	1	4	3	3	3	4	4

※令和5年度は実績見込み

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、法人後見の活動についての支援を行う事業です。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実施の有無	無	無	無	無	有	有	有

#### ⑥意思疎通支援事業

意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業です。

##### ア) 手話通訳者派遣事業

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実利用見込者数	人/年	128	123	204	200	200	200	200

※令和5年度は実績見込み

##### イ) 要約筆記者派遣事業

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実利用見込者数	人/年	8	8	18	18	18	18	18

※令和5年度は実績見込み



## ⑦日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付するとともに、住宅改修費を助成する事業です。

### ア) 介護訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、身体介護を支援する用具を給付します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給付見込件数	件/年	7	5	5	6	6	6	6

※令和5年度は実績見込み

### イ) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、調理、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給付見込件数	件/年	6	11	4	7	7	7	7

※令和5年度は実績見込み

### ウ) 在宅療養支援用具

電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、在宅療養生活等を支援するための用具を給付します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給付見込件数	件/年	17	7	7	10	10	10	10

※令和5年度は実績見込み

### エ) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人口喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給付見込件数	件/年	11	15	14	14	14	14	14

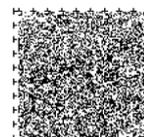
※令和5年度は実績見込み

### オ) 排泄管理支援用具

ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給付見込件数	件/年	1,854	1,823	1,909	1,900	1,900	1,900	1,900

※令和5年度は実績見込み



## カ) 在宅改修費

居宅における生活動作等を円滑にするため、既存住宅の改修を行う際に費用の一部を助成します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給付見込件数	件/年	5	2	1	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込み

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実養成講習修了見込者数	人/年	3	16	9	15	15	15	15

※令和5年度は実績見込み

## ⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を行うための移動支援を行う事業です。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実利用見込件数	件/年	1,654	1,833	2,086	2,100	2,100	2,100	2,100
延利用見込時間数	時間/年	17,289	19,587	20,856	21,000	21,000	21,000	21,000

※令和5年度は実績見込み

## ⑩地域活動支援センター事業

障害のある人に対して、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進をめざすための事業です。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
市内	実施見込箇所数	箇所	2	2	2	1	1	1	1
	実利用見込者数	人/年	33	37	35	25	25	25	25
市外	実施見込箇所数	箇所	3	3	3	3	3	3	3
	実利用見込者数	人/年	4	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は実績見込み



## (2) 任意事業

### ①福祉ホーム事業

障害のある人の地域生活を支援することを目的として、低額な料金で住居等を提供し、日常生活に必要な支援を行う事業です。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実人数	人/年	2	2	2	2	2	2	2
実施箇所	箇所	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み

### ②訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な障害のある人に対して、訪問入浴車を運行し、入浴サービスを提供する事業です。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実人数	人/年	6	6	6	6	6	6	6
利用回数	回/年	404	416	466	480	480	480	480

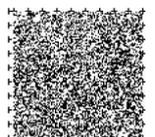
※令和5年度は実績見込み

### ③日中一時支援事業

障害のある人や障害のある子どもに対して、日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する事業です。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実人数	人/年	8	14	13	14	14	14	14
利用回数	回/年	240	430	357	400	400	400	400
延時間	時間/年	1,121	1,650	1,334	1,500	1,500	1,500	1,500

※令和5年度は実績見込み



## ⑤社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等や聞こえのサポーターの養成事業を行うことで、障害のある人の社会参加の促進を図る事業です。

### ア) スポーツ・レクリエーション活動

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
延人数	人/年	223	302	300	1,000	1,000	1,000	1,000

※令和5年度は実績見込み

### イ) 芸術・文化活動

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
延人数	人/年	43	55	60	60	60	60	60

※令和5年度は実績見込み

### ウ) 聞こえのサポーター養成講座（隔年で実施）

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
受講者数	人/年	5	-	3	-	5	-	5
修了者数	人/年	5	-	3	-	5	-	5

※令和5年度は実績見込み

### エ) 音訳奉仕員養成講座（隔年で実施）

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
受講者数	人/年	-	2	-	5	-	5	-
修了者数	人/年	-	2	-	5	-	5	-

※令和5年度は実績見込み

### オ) 点訳奉仕員養成講座（隔年で実施）

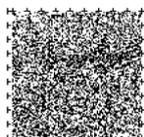
項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
受講者数	人/年	-	4	-	5	-	5	-
修了者数	人/年	-	4	-	5	-	5	-

※令和5年度は実績見込み

### カ) 自動車運転免許取得・改造助成

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
延人数	人/年	2	1	1	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込み



1 数値目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等



国の基本指針

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保：各市町村又は圏域に1か所以上



天理市の目標設定における考え方

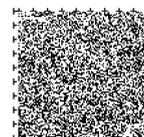
項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】	令和9年度末 【目標値】
児童発達支援センターの整備（整備箇所数）	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保（設置箇所数）	0か所	2か所	2か所	2か所	2か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保（設置箇所数）	1か所	3か所	3か所	3か所	3か所
医療的ケア児支援の協議の場（保健、医療、障害福祉、保育、教育等各分野の協議の場）の設置	無	無	無	有	有
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	3人	3人	3人	3人



目標達成に向けた取組

近隣市町村、事業所及び保健、医療、障害福祉、保育、療育等の関係機関とも連携し、整備に向けて検討します。

また、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児通所支援事業所等を活用し、子どもの育ちの場において関係機関等と連携・協力しながら支援を行う体制の構築を図ります。



## (2) 発達障害者等に対する支援等



### 国の基本指針

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。



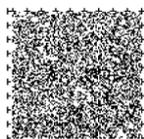
### 天理市の目標設定における考え方

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度末 【目標値】	令和7年度末 【目標値】	令和8年度末 【目標値】	令和9年度末 【目標値】
ペアレントトレーニング <sup>※1</sup> やペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	5人	7人	7人	7人	7人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	2人	2人	2人	2人	2人
ペアレントメンター <sup>※2</sup> の人数	0人	0人	0人	1人	1人
ピアサポーター <sup>※3</sup> の活動への参加人数	0人	0人	0人	1人	1人



### 目標達成に向けた取組

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者やその家族等に対する支援体制の構築を図ります。



- ※1 ペアレントトレーニングとは、発達障害のある子どもを持つ親が自分の子どもの行動を理解し、発達障害の特性を踏まえた対応の仕方を学び、より良い親子関係を築くための支援のこと。
- ※2 ペアレントメンターとは、発達障害のある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となる人のこと。
- ※3 ピアサポーターとは、同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有すること。

## 2 障害のある子どもの支援の見込み及び確保方策

### ① 児童発達支援

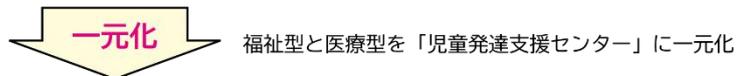
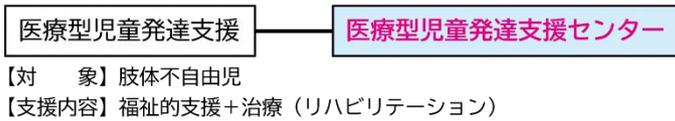
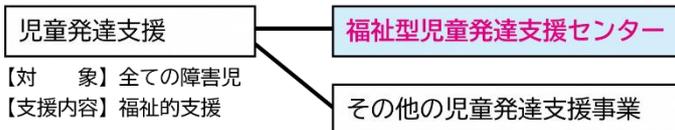
障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービスです。

	単位	第2期計画期間			第3期計画期間				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
延利用者	見込量	人日/月	627	627	627	886	911	937	966
	実績値	人日/月	852	840	891				
	達成率	%	135.9	134.0	142.1				
実利用者	見込量	人/月	96	96	96	145	149	153	158
	実績値	人/月	131	137	141				
	達成率	%	136.5	142.7	146.9				
年度末の市内の事業所数	箇所	8	10	12	12	12	12	12	

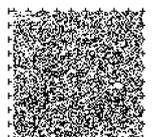
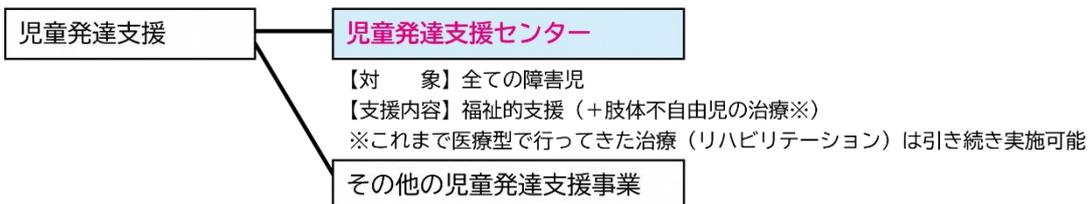
※令和5年度は実績見込み

### ■ 令和4年6月 改正児童福祉法の内容（児童発達支援センター関係）

#### 【現行】



#### 【改正後】



## ②放課後等デイサービス

就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための機能訓練等を継続的に提供することにより、障害のある子どもの自立を促進するサービスです。

		単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
延利用者	見込量	人日/月	1,976	2,066	2,155	2,715	2,835	2,955	3,076
	実績値	人日/月	1,884	2,196	2,638				
	達成率	%	95.3	106.3	122.4				
実利用者	見込量	人/月	227	238	248	339	354	369	384
	実績値	人/月	230	274	324				
	達成率	%	101.3	115.1	130.6				
年度末の市内の事業所数		箇所	13	15	18	18	18	18	18

※令和5年度は実績見込み

## ③保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害のある子ども又は今後利用する予定の障害のある子どもに対し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進するサービスです。

		単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
延利用者	見込量	人日/月	1	1	1	6	8	9	10
	実績値	人日/月	1	2	5				
	達成率	%	100.0	200.0	500.0				
実利用者	見込量	人/月	1	1	1	5	6	7	8
	実績値	人/月	1	2	4				
	達成率	%	100.0	200.0	400.0				
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み



#### ④居宅訪問型児童発達支援

重度障害のある子ども等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対し、障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援をするサービスです。

		単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
延利用者	見込量	人/月	2	2	2	12	14	16	18
	実績値	人/月	3	7	10				
	達成率	%	150.0	350.0	600.0				
実利用者	見込量	人/月	1	1	1	6	7	8	9
	実績値	人/月	1	4	5				
	達成率	%	100.0	400.0	600.0				
年度末の市内の事業所数		箇所	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み

#### ⑤障害児相談支援

障害のある子どもが障害児通所支援サービスを利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービスです。

		単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
実利用者	見込量	人/月	36	37	37	61	65	69	73
	実績値	人/月	46	51	57				
	達成率	%	127.8	137.8	154.1				
年度末の市内の事業所数		箇所	6	7	7	7	7	7	7

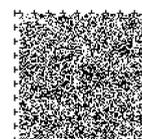
※令和5年度は実績見込み



#### 見込量に対する確保方策

障害のある子どもに対するサービスの周知に努めるとともに、利用者に対して事業所等の情報提供を行います。また、利用者の発達状況や障害特性に応じた質の高いサービスの提供のため、市内事業所への監査体制等の充実に努めます。

今後もサービスを持続的に提供できるよう、障害児相談支援等により利用者ニーズを把握するとともに、事業者の動向等を注視しながら、サービス提供体制の確保を図ります。



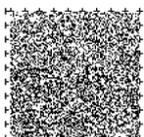
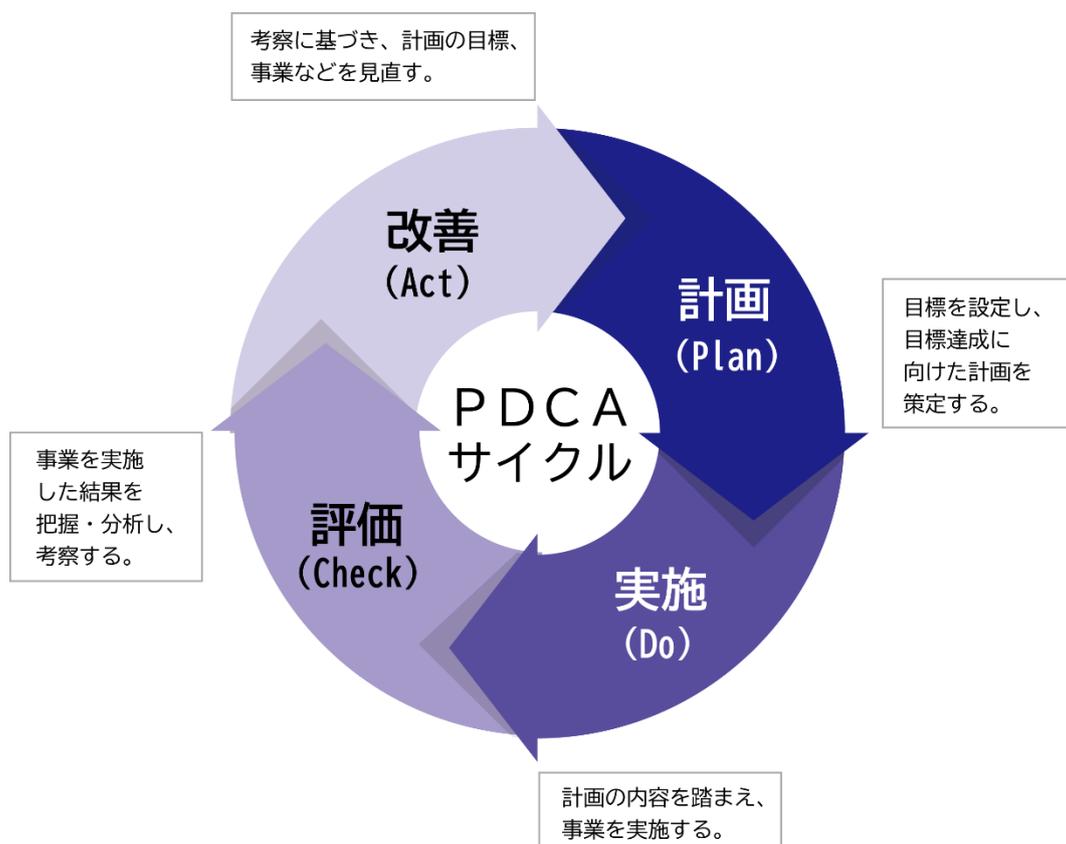
## 1 計画の推進体制

本計画は、社会福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより、業務の円滑な推進に努めます。

## 2 計画の点検・評価の方策

本計画に基づく施策を計画的に推進するために、天理市自立支援協議会より意見を聴取し、一連のサイクル（PDCAサイクル）により、毎年度、進捗状況について点検・評価を行います。



### 3 県・近隣自治体・事業所・地域との連携

障害のある人に対する施策は、保健、医療、福祉、教育、雇用など、幅広い分野にまたがるものであり、引き続き市が主体的に推進していくことはもちろんですが、広域的に取り組むことにより、効率的かつ効果的に実施できるものについては、国・奈良県の協力を視野に入れながら、近隣自治体と連携を図り進めていきます。

また、福祉サービスの提供や福祉のまちづくりを進めていくためには、民間企業、医療機関、NPOや社会福祉法人等の協力が不可欠であり、各機関との連携の強化を進めます。

少子化や核家族化などにより身近な地域住民が互いに助け合い、思いやりをもって暮らすことができる地域社会がより一層求められています。そのため、福祉活動の中核となる社会福祉協議会など各種福祉関連団体との連携を強化するとともに、行政と地域をつなぐ民生委員・児童委員等が地域に密着した活動を行えるように支援します。

